

4. 規程の変更に關する事項

(1) 定款の一部変更

定款第23条(役員の選任)、定款第25条(理事の職務及び権限)について変更するため、平成26年11月15日の第31回理事会の決議を踏まえて、同年11月25日の第11回臨時総会において承認された。

変更の箇所、変更の理由及び内容は、以下の通りである。

① 定款第23条(役員の選任)

【変更箇所】定款第23条の第4項

【変更理由】4カ所の規定の不備を正すため。一つは、「理事定足数」ではなく

「理事数」に改める。二つは、第23条第2項で会長は理事会の決議によって理事の中から選定すると規定しているので改めて補欠選任する必要がない。三つは、監事の補欠選任規定がない。四つは、第2項と第3項は補欠選任後の規定であることから不要。

【変更内容】

[変更前]

4 第22条第1号の理事定足数が15名以下になったとき、又は会長が会員代表者でなくなったときは、第23条第1項から第3項に準じて理事の補欠選任を行う。

[変更後]

4 第22条第1号の理事数が15名以下になったとき、同条第2号の監事数が1名以下になったときは、第23条第1項に準じて理事、監事の補欠選任を行う。

② 定款第25条(理事の職務及び権限)

【変更箇所】定款第25条の第3項、第4項

【変更理由】副会長、常務理事の職務執行状況の報告方法を会長と同様にするため。

【変更内容】

[変更前]

- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

[変更後]

- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 4 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行し、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(2) 理事、監事の選任手続規程の一部変更(再構築)

理事の選任方法を正会員代表者による候補者に加え、理事会推薦による候補者からもあるようにするため、「ガバナンス機能検討小委員会」の検討を踏まえて理事会において

検討を重ね、平成26年11月15日の第31回理事会において決議の後、同年11月の第11回臨時総会（11月25日）にて承認され変更した。

【変更箇所】第2条から第5条（全面見直し）

【変更理由】産業界の有識者や社会の学識経験者、本協会理事経験者を理事として選任できるよう手続規程を改めるため。

【変更内容】

〔変更前〕

理事、監事の選任手続規程

（目的）

第1条 この規程は、公益社団法人私立大学情報教育協会（以下「本協会」という。）定款第23条の規定に基づき、理事及び監事の選任手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

（選任方法）

第2条 理事及び監事の選任は、会員代表者による選挙の結果について、役員改選総会（以下「総会」という。）で理事、監事の順に行うものとする。

2 選挙結果において、同一人が理事と監事の双方に候補者として選出されたときは、総会において決定し、選任する。

3 定員最下位に候補者が複数存在するときは、総会において当事者又は代理者の抽選により決定し、選任する。

4 選挙結果により選出の理事、監事の候補者が総会当日の時点で資格を喪失したときは、選挙結果の得票順位に基づき総会において決定し、選任する。

（就任日時と任期満了日時）

第3条 理事・監事の就任日時は、総会の終結直後とする。

2 理事・監事の任期満了日時は、定款第27条の2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

（選挙手続）

第4条 選挙は、定時総会開催日前に会員代表者の互選による書面投票により行うものとする。

2 書面投票は、郵送により送付の理事、監事の投票用紙により行う。

3 投票は、理事および監事の投票用紙に記載の被選挙人の中から、理事候補者20名以内、監事候補者3名以内を無記名連記記号式により行い、定時総会開催3日前の指定時刻までに本会事務局に必着するよう郵送または届ける。

4 理事、監事の被選挙人の確定は、定時総会開催日の20日前までに行う。

5 投票用紙の配布は、定時総会の14日前までに配布する。

（選挙結果の集計及び報告）

第5条 選挙結果の集計は、予じめ定めた立会人3名により、総会の3日前に本会事務局にて行う。

2 立会人は、得票順に理事候補者、監事候補者を整理し、総会当日に議長に報告する。

（規程の変更）

第6条 この規程の変更は、理事会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

[変更後]

理事、監事の選任手続規程

第1条 (略)

(選任方法)

第2条 理事及び監事の選任は、理事会が推薦する理事候補者（以下「推薦による理事候補者」という。）、正会員代表者選挙による理事候補者（以下「選挙による理事候補者」という。）、正会員代表者選挙による監事候補者（以下「選挙による監事候補者」という。）の順に総会で行うものとする。

2 理事選任の手順は、推薦による理事候補者の選任を採決した後、その結果を受けて定款第22条第1項第1号の範囲で選挙による理事候補者を決定し、各候補者の選任を採決するものとする。

3 監事選任の手順は、理事選任の後、定款第22条第1項第2号の範囲で選挙による監事候補者を決定し、各候補者の選任を採決するものとする。

(候補者の数)

第3条 理事候補者及び監事候補者の数は、定款第22条第1項の範囲に基づき次の通りとする。

(1) 推薦による理事候補者 3名以内

(2) 選挙による理事候補者 22名から前号の候補者数を除した数以内

(3) 選挙による監事候補者 3名

2 補欠選任に伴う理事候補者及び監事候補者の数は、欠員に応じて補充に必要な数とする。

(候補者の選出方法)

第4条 推薦による理事候補者の選出は、第5条に定める選出の手続及び基準に基づき理事会で決議するものとする。

2 選挙による理事候補者及び監事候補者の選出は、第6条に定める選挙手続による書面投票の結果について総会で決定するものとする。

3 選挙結果で同一人が理事と監事の双方に候補者として選出されたときは、理事の候補を優先するものとする。

4 選挙結果の最下位に候補者が複数存在するときは、総会において当事者又は代理者の抽選により候補者を決定するものとする。

5 選挙による理事候補者及び監事候補者が総会当日の時点で資格を喪失しているときは、前項の第2項から第4項に準じて選挙結果の得票順位に基づき候補者を総会において決定するものとする。

(推薦による理事候補者選出の手続及び基準)

第5条 推薦による理事候補者選出の手続は、第6条に定める選挙による理事候補者及び監事候補者の選挙手続きまでに、理事会において第2項に定める選出基準に基づき会長が提案する候補者について推薦の決議を行うものとする。

2 候補者選出の基準は、経済団体の役員経験者及びそれに準ずる有識者、文部科学省又は政府関係機関の審議会等に関与した学識経験者、本協会の運営に関して造詣が深い本協会理事経験者とし、本協会及び理事に協力が得られる者とする。

(選挙手続)

第6条 選挙は、定時総会開催日前に正会員代表者の互選による書面投票により行うものとする。

2 書面投票は、郵送により送付の「選挙による理事候補者投票用紙」、「選挙による監事候補者投票用紙」により行うものとする。

3 投票は、投票用紙に記載の被選挙人の中から、第3条第1項第2号の候補者、第3条第1項第3号の候補者を無記名連記記号式により行い、定時総会開催3日前の指定時刻までに本協会事務局に必着するよう郵送または届けるものとする。

4 選挙による理事候補者及び監事候補者の被選挙人の確定は、定時総会開催日の20日前までに行うものとする。

5 投票用紙の配布は、定時総会の14日前までに行うものとする。

6 補欠選任に伴う選挙手続きは、同条第1項から第5項に準じて行うものとする。

(投票結果の集計及び報告)

第7条 投票結果の集計は、予め定めた立会人3名により、定時総会の3日前に本協会事務局にて行うものとする。

2 立会人は、得票順に選挙による理事候補者、選挙による監事候補者を整理し、定時総会当日に議長に報告するものとする。

3 補欠選任に伴う投票結果の集計及び報告は、同条第1項及び第2項に準じて行うものとする。

(就任日時と任期満了日時)

第8条 理事及び監事の就任日時は、定款第27条第1項に基づき定時総会の終結直後とする。

2 理事及び監事の任期満了日時は、定款第27条第1項に基づき選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事及び監事の就任日時は、選任された総会の終結直後とする。同役員の任期満了日時は、定款27条第2項に基づき、定時総会の終結の時までとする。

(規程の変更)

第9条 この規程の変更は、理事会の決議を経て、総会の承認を得るものとする。

附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。

2 変更後の規程は、平成26年11月25日から施行する。

(3) 謝金規程の一部変更

第2条第2項の謝金の支給対象者を理事及び監事並びに顧問及び相談役以外の者として、平成26年10月18日の第30回理事会において修正変更した。

【変更箇所】第2条(謝金の支給)の第2項

【変更理由】謝金の支給対象者の制限を改めるため。

【変更内容】第2項を削除

[変更前]

(謝金の支給)

第2条 (略)

2 謝金の支給対象者は、本協会の理事及び監事並びに顧問及び相談役以外の者とする。

[変更後]

(謝金の支給)

第2条 (略)

2 (削除)